

【事案Ⅱ－3】死亡共済金請求

・ 平成 26 年 12 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

被共済者は、高温の浴室に入浴し寒暖差によるヒートショック（不慮の事故）により死亡したため、共済金を請求したところ、共済団体が死亡原因は不慮の事故によるものではなく、病気によるものと判断したため、災害死亡共済金を支払わないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

個人定期生命共済契約に基づく災害死亡共済金 100 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 死体検案書より、被共済者の死因は不詳の死であり、不慮の事故としての判断が妥当である。
- (2) 他社にも本件について共済金請求したところ、共済団体と同様に当初は病気との判断で進められたが、不服申し立てにより不慮の事故によるものと判断が変更された。
- (3) 他社においては、病院、警察、自宅での聞き取り調査、実況見分などを詳細に行っているが、共済団体は本件に対し当事者への自宅での聞き取り調査、実況見分などを全く行っておらずに判断をしているため、公平さに欠けるといわざるを得ない。
- (4) 被共済者は仕事から帰宅後、高温 45 度のお風呂に入浴し、寒暖差によるヒートショック（不慮の事故）により体調に何らかの異常をきたし死亡したと考えられる。
- (5) 被共済者の死因に関しては、検死にあたった研修医は、「くも膜下出血の可能性はあるが断定はできない」との話で、死亡診断書には不詳の死と記載している。共済団体は、病気であると断定している。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 死体検案書によると、被共済者の死亡の原因は、直接の死因：不詳の死、死因の種類は不詳の死との検案がされている。
- (2) 約款・事業規約において「被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因して共済期間中に死亡した場合には、災害死亡共済金として災害特約共済金額を支払う。」と規定している。

- (3) 検死を行った医師との面談による回答「被共済者の口腔内からは泡沫は認められておらず浴槽の湯を飲んでいたのかは判らない。外傷や水ぶくれ等は認められておらず頭部打撲等はなかった。髄液検査の結果は『血性』だったので、入浴中にクモ膜下出血を起こした可能性がある。何が死亡原因であるのかが判らなかったので『不詳の死』とした。」をもって、約款・事業規約に基づき、不慮の事故等を直接の原因として死亡したものと判断できない。
- (4) 共済団体は、被共済者の死亡は不慮の事故を直接の原因としたものではないと判断しているのであり、死因を病死と断定した事実はない。
- (5) 申立人の主張は、「不慮の事故等」の発生や外因によるものと立証するものではない。また、他社の認定基準、ならびに共済金の支払状況について、共済団体が見解を述べる立場にはなく、また、共済団体の障害認定、ならびに共済金の支払判断において影響を及ぼすものではないと考える。

＜裁定の概要＞

- 審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。
- (1) 本件共済契約において災害死亡共済金が支払われるのは、約款・事業規約の規定により、被共済者が「不慮の事故等」を直接の原因として死亡した場合であり、「不慮の事故等」とは、規約にいうところの「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定されている「急激かつ偶然な外因による事故」をいう。
 - (2) 災害死亡共済金の支払いを受けるためには、これを請求する者において、被共済者の死亡原因が「急激かつ偶然な外因の事故」によるものであることを主張立証しなければならないのであるが、経済的弱者であり、しかも専門的知識を有していない共済契約者側に厳格にこれを求めるのはいささか公平を失するものというべきである。
 - (3) 審議会は、死亡原因が「急激かつ偶然な外因の事故」である事実の主張立証責任が共済契約者側にあることを否定するものではないが、共済契約者側がこのような主張立証責任を果たすことが出来るように、共済者において可能な限り証拠を収集すべきであると思料するところである。
 - (4) 申立人は、共済団体の死亡原因を「病死」とであると断定したとするが、共済団体は、死体検案書において被共済者の死亡原因は、「不詳の死」とされている一方で、「急激かつ偶然な外因による事故」を直接の原因とするものではないとするものであって、「病死」と判断しているのではないから、申立人のこの点の主張は誤解である。
 - (5) また、共済団体が主張するように、被共済者の死亡が予期せぬ突然の出来事であった事実のみを理由として、これを災害死亡共済金が支払われる「不慮の事故」ということも出来ない。

- (6) 共済団体は、申立人からの面談事情聴取、死体検案をなした医師との面談聴取、警察署担当者との面談聴取を行っている。本件にあつては、共済団体の証拠の収集はこれらが限度であつたと認めることが出来、この点に関して共済団体が非難されるべき謂れはないというべきである。
- (7) 本件については他社が、「急激かつ偶然な外来の事故」によるものと判断している。他社が、被共済者の死亡を「急激かつ偶然な外来の事故」によるものと判断した事実は、共済団体の認定基準に従つた認定に影響を与えるものではないと主張するのは誤りではない。
- (8) しかしながら、審議会は、他社が被共済者の死亡を「急激かつ偶然な外来の事故」によるものと判断した事があることを念頭に置きつつ、医師、専門家から意見を聴取する等して慎重に審議を重ねた。
- (9) 医学上、髄液腔（髄液内）の血液をくも膜下出血と呼ぶものであるから、被共済者の髄液検査で血性（すなわち血性髄液）が認められていることは、被共済者にくも膜下出血が生じた事実を端的に示すものである。
- 更に、医学上、ヒートショックとは、日常行われる動作において生じる生理学的な「反応」や「現象」、あるいはその延長として体に受ける「影響」と解されており、病的状態を意味する「疾患」「病態」あるいは「症候群」の範疇に入るものではないから、他に致死的な疾患あるいは溺水を伴うことなく、ヒートショックという生理学的な現象のみで死亡することはない。
- (10) 以上で述べてきたように、提出されている全証拠を検討しても、被共済者が「急激かつ偶然な外因の事故」を原因として死亡したと認めるに足る証拠は皆無であり、従つて申立人の本件請求は認めることが出来ない。